重点取組（人材育成を除く）に関する方針及び具体的事業名

事業計画書２(2)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 重点取組 | 方針 | 具体的事業名 |
| １ | 国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応企業における女性活躍に関する行動計画策定義務化対象の拡大、ハラスメント対策の強化、政治分野における男女共同参画の推進、外国人労働者受け入れ拡大、IoT・AIといったデジタル技術の進展など、国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応を進めること。 |  |  |
| ２ | 事業体系の整理・見える化誰にも理解できるよう事業全体の体系や目的を整理・見える化し、経営層・職員間、市と認識の共有を行うとともに、事業体系等をホームページで公開すること。また、ＰＤＣＡにより、適宜必要に応じた事業を実施すること。 |  |  |
| ３ | 広報・啓発の強化男女共同参画の裾野を広げるため、市民目線に立った効果的な広報・啓発を行い、センターの役割を市民等に対してわかりやすくPRすることにより、センターの認知度向上に努めること。また、市の施策や事業とも連動した広報の実施に努め、あわせてアウトリーチによる市民へのアプローチを進めること。 |  |  |
| ４ | 団体等の育成・連携の強化男女共同参画を進める企業や団体等が増加する中、企業・団体等の活動を把握し、その育成・支援に努めること。また、団体等のネットワーク化に努めるとともに、センターの事業については、センターとその分野で活動する団体等との役割を踏まえた上で、実施すること。 |  |  |
| ５ | 男女共同参画に関する調査研究・提言男女共同参画に関する国・社会の動きや、センターの各現場から見える社会課題を抽出し、構造的な課題として可視化するために調査研究を行い、その対策等についても提言すること。 |  |  |
| ６ | 働き方改革やワーク・ライフ・バランス事業の強化働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する事業や広報啓発を強化し、特に男性の家事・育児参画に資する効果的な事業の実施や啓発を推進すること。 |  |  |
| ７ | 女性リーダーの育成及びネットワーク化企業や市民活動等における女性リーダーの育成を強化するとともに、情報交換や交流を通してリーダーとしての知見が高められるよう、ネットワーク化に努めること。 |  |  |
| ８ | 女性の就労支援の強化全国に比べ女性の年齢階級別労働力率におけるいわゆるM字の谷が深くなっている現状を踏まえ、就労の継続や再就職の支援を強化すること。また、就労支援の一環として女性の起業を支援すること。 |  |  |
| ９ | 若年層に対する支援の強化教育機関等と連携し、学生を中心とした若年層に対し、固定的な性別役割意識の払拭等に関する啓発や、男女共同参画を踏まえたキャリア形成の支援を強化すること。また、正しい性知識やジェンダーに基づく暴力防止についての啓発にも力を入れること。 |  |  |
| 10 | 効果的・効率的な相談体制の確立とＤＶに関する広報・啓発相談事業は、過去の相談状況の検証、類似の相談を実施している県や市の事業、公共施設や市民団体等の状況を把握し、効果的・効率的な相談体制を確立すること。また、増加しているDVの相談状況を踏まえ、DVに関する広報・啓発を市と連携しつつ、強化すること。 |  |  |